

# 「奈良県政務活動費の交付に関する条例」の改正案について

(議員提案条例)

## 1 平成29年4月1日改正案の概要

番号	項目	改正前	改正後	該当箇所
1	会派、議員及び議長の責務	なし	会派、議員及び議長の責務を規定	第1条の2,3
2	辞退届の提出	なし	交付を辞退する場合は議長に届け出をすることを規定	第5条3
3	辞退届があったことの知事への通知	なし	辞退届があったこと知事に通知することを規定	第7条2
4	収支報告書の添付書類変更	領収書の写し(社会慣習その他の事情によりこれを徴しがたいときは支払証明書)及び議長が別に定める書類	領収書その他議長が別に定める証拠書類並びに収入及び支出に係る会計帳簿の写し ※支払証明書の注記を削除し、会計帳簿を追加	第10条
5	収支報告書等の閲覧	公表は写しの閲覧のみ	収支報告書等の写しをインターネットで公表することを追加	第12条
6	議長の調査権の実効性確保	抽象的な議長の調査権の規定のみ	議長の調査、第三者機関からの意見聴取、是正勧告、是正命令ができる権限を規定	第13条 第13条の2

## 2 条例の改正時期及び施行日(案)

- ①改正時期(予定) 2月定例会(閉会日)で改正
- ②施行日(予定) 平成29年4月1日

## 3 奈良県の具体的な手引き(運用方針)の見直し

充当可能な経費の具体的例示、按分方法などを定めた現行の「奈良県政務活動費の手引」(運用方針)についても、議会改革推進会議での協議結果をもとに改訂をする予定。